

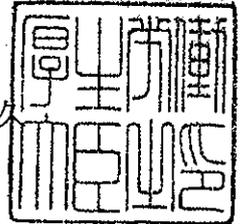
厚生労働省発職 1119 第 4 号

令和 2 年 11 月 19 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令案（仮称）要綱（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正関係）及び押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示案（仮称）要綱（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部改正関係）」について、貴会の意見を求める。

押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令案（仮称）要綱（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正関係）

第一 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正

在宅就業支援団体が事業主に対し交付する発注証明書について、当該在宅就業支援団体の代表者の記名押印又は署名を不要とすること。

第二 その他

- 一 この省令は、公布の日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。

押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示案（仮称）要綱（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部改正関係）

第一 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部改正

一 様式第六号の五、様式第六号の七、様式第六号の九、様式第六号の十一、様式第七号の七及び様式第七号の八について、事業主又は在宅就業支援団体若しくは法人の代表者の記名押印又は署名を不要とするること。

二 様式第七号の二から様式第七号の六まで及び様式第七号の八について、押印欄を削除すること。

第二 その他

- 一 この告示は、告示の日から適用すること。
- 二 この告示の適用に関し必要な経過措置を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。